医師事務作業補助業務に係る労働者派遣業務仕様書

１　派遣労働者の就業場所

富山県立中央病院（富山県富山市西長江 2-2-78）

２　派遣期間

契約締結の日以降の日から令和４年３月 31 日まで

３　派遣労働者の就業日

月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の１月 3 日までの日を除く。）

４　派遣労働者の就業時間

午前８時 30 分から午後５時まで（うち休憩時間は１時間）

派遣先責任者は、派遣元事業者と派遣労働者との間の労働契約に定める範囲内において、時間外労働や休日勤務を命じることがある。

５　派遣労働者の配置先、派遣人数

配置先	派遣人数	組織の長
医療局	５人以内	医療局長

６　派遣労働者の業務内容

医師の指示の下に次の業務を主として行う。

（１）診断書等の文書作成補助
（２）診療記録への代行入力
（３）診療に関するデータ整理、統計・調査、医師の教育や臨床研修のカンファレンスのための準備作業等、医療の質の向上に資する事務作業
（４）救急医療情報システムへの入力、感染症のサーベイランス事業等、行政上の業務

なお、現在、既に２０名以上の医師事務作業補助者（会計年度任用職員）が当該業務を行っており、今回新たに契約する派遣労働者については、院内で所定の研修を受講し、比較的単純な作業から開始し、習熟度に応じて業務内容を広げていく予定。

また、次に掲げるものは業務外とする。

（１）診療報酬の請求事務
（２）窓口・受付事務
（３）医療機関の経営・運営のためのデータ収集事務
（４）看護業務の補助
（５）物品運搬業務
（６）その他、医師の指示の下に行う業務として該当しない業務

７　派遣労働者の条件

（１）パソコン操作及び文書作成スキルが高い者であること。

（２）医療事務や医療クラークに関する資格・知識を有する者又は病院での実務経験を有する者が望ましいが、（１）のみの場合も可とする。

８　予算額

派遣労働者１人１時間当たりの派遣料金の単価

1,700 円以内（消費税及び地方消費税を除く。）

９　派遣料金の支払い

（１）契約金額は、派遣労働者１人１時間当たりの派遣料金の単価（以下「通常料金」という。）とする。

（２）派遣料金は、月額で支払うものとし、１時間当たりの単価に当該月の派遣労働者の就業時間を乗じて得た額とする。この場合において、就業時間に１時間未満の端数が生じたときは、当該１時間に満たない就業時間を 15 分単位で整理して得た時間に対し、通常料金の 60 分の１を乗じて得た額（当該額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（３）次に掲げる就業時間（以下「超過時間」という。）がある場合、９（２）にかかわらず、派遣労働者１人の就業時間１時間当たりの単価は、通常料金にそれぞれ次の区分に定める割合を乗じて得た額（１円未満の端数は切り捨てる。）とする。

①１日の就業時間数が８時間を超える場合　100 分の 125

②休日勤務の場合　100 分の 135

③深夜（午後 10 時から翌日の午前５時まで）に勤務した場合は、①の「100 分の 125」は「100 分の 150」、②の「100 分の 135」は「100 分の 160」とする。

④超過時間が１月について 60 時間を超える場合、その 60 時間を超える部分については、①の「100 分の 125」とあるのは「100 分の 150」、②の「100 分の 135」とあるのは「100 分の 150」、③の「100 分の 150」及び「100 分の 160」とあるのは「100 分の 175」とする。

（４）派遣料金には、通勤手当、社会保険料及び労働保険料、諸経費を含むものとする。

１０　適正な労務管理

派遣元事業者は、派遣労働者に対し、適正な労務管理を行うとともに、県の指揮命令等に従って職場の秩序、規律を守り、適正に業務に従事するよう派遣労働者を定期的に教育、指導するものとする。

１１　守秘義務の遵守

派遣元事業者及び派遣労働者は、業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を漏洩してはならない。派遣期間終了後も同様とする。

また、派遣元事業者は、派遣労働者（その職を退いた後も含む。）が、業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を漏洩しないよう、派遣労働者に対し周知及び遵守状況の監督その他必要な監督を行うこととする。

１２　代替人員の確保

派遣労働者が、休暇や病気などの理由により業務に従事できない場合は、県の求めに応じて、派遣元事業者が責任を持って代替人員を確保すること。

１３　派遣労働者の交代

派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合又は業務処理の能率が著しく低く目的を達し得ない場合、県は派遣元事業者にその理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。

また、派遣元事業者は、派遣元事業者の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交代する日の 30 日前までに県に連絡するとともに、後任派遣労働者に充分な事務引継ぎを行い、以後の業務に支障がないよう必要な措置を講ずるものとする。

なお、事務引継ぎに要する経費は派遣元事業者が負担するものとする。

１４　社会・労働保険加入の通知

派遣元事業者は、社会・労働保険に加入の必要がある派遣労働者を派遣する場合には、同派遣労働者の加入状況を富山県に通知すること。

１５　派遣の解除

派遣労働者に次の事項に該当する行為があったときは、県は契約を解除できるものとする。なお、この場合、県は損害賠償の責を負わないものとする。

（１）不正な行為があったとき
（２）正当な理由なく業務が著しく遅延し、又は業務に着手しないとき
（３）正当な理由なく県の指示に従わないとき
（４）業務に対する状況が著しく誠意を欠くと認められるとき

１６　業務の引継ぎ

事務引継ぎの方法及び内容については、別途協議するものとするが、事務引継ぎに要する経費は派遣元事業者が負担するものとする。